

2-5. 日本・オーストラリア会合報告

ブラジル、インド等を中心とする途上国と先進国の間では、国際的制度 (International Regime、IR) の在り方をめぐって意見が対立し、現在、国際交渉は膠着状態にある。アジア太平洋地域にある先進国グループとして我が国とオーストラリアは、IR の在り方について、多くの点で共通した意見を持っている。今後の対応について、両国間で友好的な雰囲気の中で率直な意見の交換を行うため、2006年8月29日東京において、日本・オーストラリア非公式会合を開催した。

2-5-1. 会合概要

オーストラリア国からは、デイビッド・ダットン外務貿易省環境戦略課長 (Foreign Affairs and Trade Department)、ジェフ・バートン環境遺産省遺伝資源管理政策課長 (Environment and Heritage, Australia)、ブレット・ウォーカーCSIRO¹上級法律顧問が参加した。

日本側からは経済産業省、製品評価技術基盤機構 (NITE)、JBA 及び渡辺幹彦委員が参加し、「両国の遺伝資源へのアクセスと利益配分政策」、及び「原産地・出所・法的由来に関する国際認証」等の問題について、情報と意見交換を行い両国間の相互理解を深めた。

さらに、オーストラリア一行は経済産業省本省及び特許庁を訪問し意見交換をするとともに、NITE への視察を行い、我が国における遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) 実施状況について理解を深めた。以下に特記事項を記す。

(1) オーストラリア連邦政府の「遵守に関する認証」 (Certificate of compliance) について

オーストラリアは、「原産地・出所・法的由来に関する国際的な認証」の問題に関しては、「遵守に関する認証」 (Certificate of compliance) を資源国側が発行することにより、遺伝資源の利用者がバイオパイラシー等の係争に巻き込まれるのを防ぎ、アクセスを容易にすることを目指すものであるとしている。したがって、メキシコ、インド等が特許出願における原産地開示の義務化の手段として「原産地・出所・法的由来に関する国際認証」の制度を設置すべきであるというのとは大幅に異なり、研究開発の推進に貢献すると考えている。

(2) ABS に関する北部準州の州法案

オーストラリア連邦政府の ABS に関する政策決定に基づき、北部準州 (Northern Territory) は北部準州生物資源法案を策定しこのほど公表した。2006 年秋に州議会にて可決成立の見込みである。この州法案の中に、「法的由来に関する認証」 (Certificate of provenance) に関する規定がある。これは遺伝資源アクセスを許可された者に対して州当局から発行され、州法を遵守して遺伝資源にアクセスしたことを第三者に対して証明するものである。これは連邦政府

¹ Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation (豪州連邦科学産業研究機構)

の「遵守に関する認証」の考えに沿ったものである。

(3) 我が国からの情報提供

我が国は、ABS の目的は既存の国内法とボン・ガイドラインの実施により達成できると考え、着実に国内で実施している状況にあることを説明した。IR の議論に関しては「Gap 分析」を継続し、その分析結果に基づいて更なる議論を行うべきであるとの見解である旨を伝えた。

我が国は「遺伝資源利用者のためのアクセス手引」²を作成し広く普及させることに努めていること、また、2 国間ワークショップにより遺伝資源提供国と相互理解を深めていること等、現在、JBA が実施しているアクセス促進事業について説明した。

2007 年 1 月にペルーで開催される生物多様性条約「国際的な認証に関する技術専門家会合」へは渡辺幹彦委員を推薦したこと、及び、国際認証制度の議論がいかなるものであれ、費用と便益の考慮が極めて重要であると考えていることを伝えた。なお、オーストラリア側はブレット・ウォーカーCSIRO 上級法律顧問を「技術専門家会合」に推薦したとのことであった。

(4) 会議での配布資料（英文）

- オーストラリア北部準州生物資源法案 (Biological resources Bill 2006) (豪州側作成資料、英文)
- オーストラリア連邦政府管轄区域における生物資源へのアクセス (Access to biological resources in Commonwealth areas) (豪州側作成資料、英文)
- Japan's Position on ABS (日本側作成資料)
- Discussion Paper: "Clarification of Cost and Benefits" (日本側作成資料)
- Japan's Domestic Measures for ABS (日本側作成資料)
- Non-commodity and Commodity (日本側作成資料)

2-5-2. NITE への訪問

オーストラリア一行を、NITE の生物遺伝資源部門に案内し、施設の見学と、CBD に基づく ABS 条項の実施について意見交換を行った。

NITE 側はインドネシア、ベトナム等との CBD 原則を踏まえた共同研究スキームについて説明した。オーストラリア側は NITE スキームを高く評価すると共に、今後日豪間のバイオ産業の協力関係を構築する上でも参考になるスキームではないかとの意見を表明した。

² 日本語版は「遺伝資源へのアクセス手引」、英語版は「Guidelines on Access to Genetic Resources For Users in Japan」